



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2989号 2016.4.28 発行

障害者差別解消法 対応要領策定 全国自治体のわずか21%

**自治体が策定した
対応要領の例**
(東京都文京区の場合)

不当な差別
障害者を無視して支援者や介助者に働きかける

介助者 視覚障害者 職員

合理的配慮
カラーユニバーサルデザインを踏まえ印刷物を見やすくする

具体的な対応要領があれば職員も適切な対応がしやすい

全国の市区町村のうち、策定したのは21%のみ

東京新聞 2016年4月28日

四月に施行された障害者差別解消法で策定が義務づけられている対応要領を実際に作った全国の市区町村は、21%にとどまることが分かった。同法は職員が障害者に対して不当な差別をせず、合理的な配慮をするよう義務づけており、職員がどう障害者と接すればいいかまとめた文書が対応要領だ。法律に基づき障害者施策を進める市区町村が、法の趣旨を徹底していない実態が浮き彫りとなった。(城島建治)

法律を所管する内閣府が全国の自治体にアンケートし、四月一日時点でまとめた。全国千七百四十一の市区町村のうち、対応要領を策定したのは三百七十二。

合理的配慮とは、例えば車いす利用者のために役所入り口に段差スロープを設置すること。どのような配慮が必要かは障害の種類や程度によって違うため、職員には柔軟な対応が求められる。法律は全国の市区町村に対し、自治体内で暮らす障害者や関係者らに意見を聞いた上で、対応要領を策定するよう義務づけた。

全国的に策定が進んでいない理由として、政府の対応の遅れがある。法律は、政府は自治体の対応要領策定に「協

力しなければならない」と定めるが、具体的な取り組みとしては、二〇一五年十一月に県と政令指定都市の職員を集めて、説明会を開いたのみ。都内の自治体担当者も「政府に協力してもらったことはない」と話す。内閣府は「自治体には対応要領をつくる義務があるので、積極的に働き掛けていく」と話す。

法律は一三年六月に成立した。施行を約三年後にしたのは、行政や民間事業者に準備期間が必要だからで、自治体は四月一日の施行と同時に対応要領の策定が求められていた。

障害者政策に詳しい慶応大の岡原正幸教授(社会学)は「対応要領を策定した自治体があまりに少ない。職員の対応が不十分だったり、障害者との認識の違いからトラブルになるのは目に見えている。政府は早急に自治体への協力体制を築く必要がある」と指摘する。

障害者差別解消法を巡っては、内閣府が全国の市区町村に障害者の相談窓口として「障害者差別解消支援地域協議会」の設置を勧めているにもかかわらず、設置は全体の6%にとどまることも明らかになっている。同法は、協議会の庶務を市区町村が務めると定めている。

障害者差別解消法 2013年6月に成立した。国の機関、地方自治体、民間事業者に対し、不当な差別的対応を禁止した上で、合理的な配慮(その場で可能な配慮)を義務づ

けた。行政機関は法的義務、民間は一律に対応できないとして努力義務にしたが、民間事業者が政府から報告を求められても従わなかったり、虚偽の報告をした場合、罰則が科される。法の趣旨を周知するには時間が必要との理由で、施行は16年4月になった。

職員対応例

文京区示す

対応要領を策定した自治体のうち、東京都文京区は職員が気付きにくい不当な差別の例に「本人（障害者）を無視して支援者や介助者に働きかける」ことを挙げた。障害者の要望を受けて合理的な配慮として「（色弱者や高齢者を含むすべての人に見分けやすい色づかいをする）カラーユニバーサルデザインを踏まえ、印刷物をつくる際は見やすく、分かりやすく配慮する」と明記した。

区内に住む障害者らを対象にしたアンケートで、職員対応に差別を感じた経験や、障害者が必要とする合理的配慮の具体例を尋ねたところ、計二百四十三件の回答が寄せられ、対応要領に反映させた。

文京区のように地元に住む障害者の意見を聞いて対応要領を策定すれば、職員は対応しやすくなる。

楽しく教わり、のびのび運動 障害児の放課後活動支援「NEXT」1年



東京新聞 2016年4月28日
脚に補助具を付けた森本晴くん（右）も上手にボールを操る＝川崎市川崎区で

障害や、発達に課題がある子どもたちの放課後支援教室「エスペランサNEXT」（川崎市幸区）が昨年四月、障害児向けの放課後等デイサービス（放課後デイ）を始めて一年。体力やコミュニケーション能力の向上を目標に、サッカーや駆けっこなど屋外活動を積極的に行い、保護者らにも好

評だ。（小形佳奈）

「ラストワン。アーユレディー？」「イエス！」

デンマーク出身の男性コーチの掛け声で、子どもたちがボールを奪い合う。富士通スタジアム川崎（川崎区）で行われたサッカープログラム。日本人女性コーチの通訳を交え、体の部位を英語で言いながら指したり、ボールの扱い方などを学んだ。

参加した小学生六人は、手足が不自由だったり、他者との意思疎通に課題があったり。二人のコーチは子どもたちの障害や個性に気を配りながら、飽きさせないように次々と新たな動きを提案した。

NEXTは、全国制覇をしたこともあるCP（脳性まひ）サッカーチーム「エスペランサ」（幸区）を運営するNPO法人（同）が、新たに一般社団法人「パラSCエスペランサ」を設立し、昨年四月から運営している。

子どもたちは、平日の放課後のうち週二日を法人の事務所がある建物内の教室で、週三日を富士通スタジアム川崎で過ごす。屋内では英語や芸術活動、バランスボールなどを使ったトレーニング、外ではバスケットボールや陸上競技を楽しんだりする。

教室、スタジアム、学校、利用者の自宅の間は、スタッフが送迎する。夏休みや春休みには通常のプログラムに加え、日本サッカー協会や国会議事堂の見学も。小学生から高校生が対象で、現在、四十二人が登録し、常勤スタッフ四人、非常勤スタッフ九人で活動を支える。

昨年十二月から通う小学二年の森本晴（はる）くん（7つ）は二分脊椎症のため、両足の運動機能などに障害がある。母麻由さん（39）は「以前通っていた放課後デイは、室内遊びが中心だったので、運動できる場所を探してここに決めた。学校にいる時より積

極的に見える」と目を細める。

パラSCエスペランサの神一世子（じんいよこ）代表理事（46）は、「エスペランサ」のメンバーから「障害者が気軽に運動できる場所や機会がない」と聞き、放課後デイ参入を決意した。「学校や施設と家の往復という限られた環境の中で生活しがちな障害児にとって、いろいろな経験や挑戦の場になれば」と話す。所管する市健康福祉局障害計画課によると、運動を中心にサービスを行う事業所は珍しいという。

問い合わせは、パラSCエスペランサ＝電044（201）4552＝へ。

<放課後等デイサービス> 障害のある児童生徒が、放課後や夏休みなどの長期休暇に通い、生活能力の向上に必要なプログラムを受けられるサービス。月額利用料は世帯所得に応じて決まる。市障害計画課によると、今年3月1日現在、市内に74カ所ある。

「心のケア」避難所巡回を本格化 30都道府県が専門チーム



共同通信 2016年4月27日

体育館で過ごす住民。避難生活が長引いている＝27日午後、熊本県益城町 熊本を中心とする地震被災者の精神面をケアするため、医師らでつくる「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」が熊本県の避難所巡回を本格化させている。県によると、27日までに宮城、愛媛など30都道府県の支援チームが活動した。不眠などの症状を放置すれば、心的外傷後ストレス障害（PTSD）に至る恐れもある。最初の震度7の地震から28日で2週間。余震が続き、避難長期化が予想される中、息の長い「心のケア」が必要だ。

DPATは、東日本大震災で心のケアが後回しになった教訓から、厚生労働省が2013年に活動要領を定めた。出動は14年8月の広島市の土砂災害、14年9月の御嶽山（長野、岐阜県）噴火災害に続いて3回目。地震災害では初めて。

熊本、阿蘇両市の2カ所を拠点本部に避難所を回っており、27日は約20チームが活動。自宅の損壊や避難生活によるストレスで、不眠やうつといった症状が出ていないかどうか、面談で精神状態を確認。重症化しないよう相談に応じている。地震の前から認知症や、発達障害などの症状があった人にも対応。医療機関へ橋渡ししたケースもあるという。

山形県立こころの医療センター（鶴岡市）は、山形県チームとして、精神保健福祉士や看護師ら4人を派遣。23～26日の4日間でストレスや精神疾患を抱えている30人余りと接した。

30都道府県以外にも長野県、山梨県などが活動を予定している。熊本県は、地元の医療機関が被災したり、スタッフが極めて忙しかったりするとして、1日25チーム程度の活動ができるよう派遣継続を求めている。

DPATは発生当初、地震で損壊したり、水や電気が使えなくなったりした熊本県の精神科病院6カ所から、入院患者計566人を別の医療機関などへ搬送した。

東日本大震災では、沿岸部の精神科病院への支援が遅れて一時孤立するケースが出たが、今回は発生から1週間程度で搬送を完了した。

熊本被災地でのアレルギー食配布 拠点備え 安全・確実に

中日新聞 2016年4月26日

熊本地震の被災地で、食物アレルギーのある子どもが安心して食べられる食料を届ける取り組みが始まっている。食物アレルギーは、小麦や鶏卵、乳といった原因物質（アレルゲン）の摂取で、皮膚や呼吸器などにさまざまな症状を引き起こす。命の危機に直面する

こともあり、アレルギーがある子どもにとってアレルゲンを含まない対応食は命綱といえる。ただ、必要とする子どもは外見では分からず、医療機関やNPO法人などが、適切な配布の仕方を模索している。（稲熊美樹）

医療機関にアレルギー対応食を届け、スタッフから現地の状況を聞く豊永有さん（左）＝熊本県内で（豊永さん提供）

熊本市中心部にある国立病院機構熊本医療センター。周辺は大きな被害を受けたが、アレルギー対応食の配布拠点の一つになっている。主食やミルクの対応食が必要な人たちに訪れてもらい、無料で配布する。日本小児アレルギー学会が国立病院機構や日本栄養士会、地元の患者団体などと連携して、17日に配布を始めたという。

学会などは今回、対応食のメーカーなどから寄せられる物資をいったん福岡市内の病院に集め、専門知識があるスタッフが仕分けてから熊本医療センターに届け、必要な住民が取りにくる配布方法を採用している。診療を再開し多忙を極めるセンターで、物資を仕分ける人手は確保しづらいという事情があるからだ。

仕分けは膨大な作業だ。個々に異なるアレルゲンに対応するためには、表示を吟味して提供できる食品を見極めなくてはならない。東日本大震災では、配布側が必要とする人を把握しきれず、各地で通常の食料を食べた子どもが救急搬送される事例もあった。

学会の会員で、同センター小児科の緒方美佳医師は「避難所で配りたいという思いはある。ただ、食物アレルギーの子がどこにいるか分からず、必要な人に申し出てもらうしかない」と話す。また、車中泊の人も多く、避難所での配布だけでは届けきれない可能性も考慮した。

被災者に向けては、緒方さんが無料通信アプリ「LINE（ライン）」で情報を発信。NPO法人の「アトピッ子地球の子ネットワーク」（東京都新宿区）や「アレルギー支援ネットワーク」（名古屋市）なども、電話やメールなどで相談を受け付けたり、配布場所を知らせたりしている。学会自体も、メールによる相談に応じている。

アトピッ子ネットは、支援が必要な人から個々に連絡を受け付け、アレルゲンを聞き取り、問題がない食品を被災地に近い宅配便の集荷施設に発送。そこからボランティアの運転手が配達している。赤城智美事務局長は「エビやカニのアレルギーで、だしを使った炊き出しを食べられない人もいる。長期化も視野に、態勢を考えたい」と話す。

米や農産加工品を生産・販売する「エコ・ライス新潟」（新潟県長岡市）も、被災地で対応食を配布。担当の豊永有（ゆう）さんが被災地の医療機関や避難所計8カ所に、アレルゲン27品目を含まないクッキーなどを配布した。会員制交流サイト（SNS）の「フェイスブック」で配布を知らせると、次々に情報がシェアされ、物資が足りなくなるほどだった。

豊永さんは「普通の食料も十分でない中、配布食料を『食べられない』と言えずに何も食べずにいたり、食物アレルギーがある子どもが、周囲から『わがまま』とか『好き嫌い』と言われたりすることもある。そうならないよう、必要な人に確実に届けたい」と話す。

備蓄量 自治体で大きな差

日本小児アレルギー学会は昨年8月、各自治体にアレルギー対応食の備蓄を呼び掛けた。主食は子どもの人口の2%分を小麦などのアレルギーでも食べられるアルファ化米とし、ミルクは全備蓄量の3%を乳アレルギーの赤ちゃんも飲めるアレルギー用粉ミルクにするよう提案している。

食物アレルギーは乳児の1割にあるといわれる上、普段は食べられても、避難生活で体調を崩し症状がでることもある。自身で備蓄しても自宅が被災する可能性もあり、自治体など公の取り組みも重要だ。

ただ現状では、自治体による備蓄量には大きな差があるのが現状。備蓄の全量を対応食



とした自治体がある一方、対応食はわずかという自治体も少なくない。

愛知県日進市は主食の全量に対応食とし、アルファ化米のわかめご飯やきのこご飯、ひじきご飯を蓄えた。担当者は「誰もが食べられる物を備蓄した方が、一律の対応ができ、被災直後の混乱時でも効率が良いのではないかと話す。一方、同県内のある自治体はアレルギー用粉ミルクの備蓄がゼロ。担当者は「必要があれば県に要請する」としている。

学会の災害対応ワーキンググループ委員長で、富山大小児科の足立雄一教授は「患者団体が熱心に自治体に働き掛けているところもあるが、自治体の対応には差がある。カップ麺やパンは食べられない人もいるが、対応食なら誰でも食べられる。住民の命を守るため、備蓄を見直してほしい」と話す。

「災害弱者」過酷な生活 難病や車いす、寝たきり… 福祉避難所開設少なく



西日本新聞 2016年04月28日
熊本県西原村で避難する西岡知香さん（中央）。「楽しいことを考えないと」と、家族の雰囲気は明るい＝24日午後8時ごろ

熊本地震の被災地では、高齢者や障害者ら「災害弱者」といわれる人と家族たちが避難所で過酷な生活を続けている。災害時に配慮が必要な人を受け入れる福祉避難所として機能するはずの施設が被災し、開設が進まずに車中泊も多い。障害者や難病患者などの特性に応じた合理的配慮を公的機関や民間事業者に求める障害者差別解消法が4月に施行されたばかり。専門家は「支援の在り方が問われる」と話す。

約450人が避難する熊本県西原村の西原中体育館で過ごす西岡照洋さん（63）一家。娘の知香さん（31）は発育・発達が遅れ筋力が弱く、幼少期から白内障の症状が出る難病

「マリネスコ・シェーグレン症候群」を患う。知香さんは、1畳ほどのスペースで座ったままの体勢が続く。手や上半身を動かして軽い運動をするが、十分ではない。病気に詳しい医師によると、運動量が減ればより筋力が低下し、体を動かしにくくなる恐れがある。

車いすでの生活。避難所に設置された仮設トイレは和式で使えず、当初はトイレのたびに損傷した自宅に両親が連れて帰っていた。周囲の環境に敏感な知香さんにとって間仕切りがない生活もストレスだ。母の比呂子さん（62）は「みんながつらい状況だが、体が不自由な人がいる実情を知ってほしい」と話す。

同県益城町保健福祉センターの避難所で、姉（81）を介護する男性（75）が確保したスペースは出入り口近くの階段の下。硬いタイルに毛布を敷いて過ごす。姉は右半身にまひがあり1人でトイレに行けない。屋外にある仮設トイレまで車いすに乗せて連れて行く。約15センチの段差では車いすを抱え、健常者だと1分もかからない場所も通路を遠回りして数分かかる。これを毎夜7、8回は繰り返す。

一方、約2万人が避難生活を送る熊本市。25日午後、東区の長嶺小体育館に避難する松岡貞次郎さん（63）は、ほぼ寝たきりの92歳の母のそばに座っていた。「母の世話で離れられない」。食事の配給の列が長いと、並ぶのを諦めた。市の福祉避難所への入所を希望したが最初は断られた。25日朝、再度頼んだが、担当者に「連絡します」と言われたまま。携帯電話の着信を待つ。

同市は、支援が必要な高齢者や障害者など「災害時要配慮者」といわれる人を約3万5千人と想定していた。しかし、今回の地震で被災した要配慮者の数や今どんな生活をしているのか、行政側は実態がつかめていないという。市は災害救助法に基づき、福祉避難所を設置する協定を176の福祉施設などと結び、約1700人の利用を見込んだ。しかし、施設の被災などで、受け入れができていないのは27日午後1時時点で43施設、計207人にとどまる。市の担当者は理由を「被災に加え、介助スタッフが足りない」と説明した。

24日から3日間、被災地を調査した同志社大の立木茂雄教授（福祉防災学）は障害者差別解消法を踏まえ「要配慮者が過酷な環境での生活を続けられれば、関連死が増える恐れがある。行政は障害者や高齢者の避難状況を早急に把握し、福祉施設だけでなく民間の旅館やホテルを福祉避難所として活用することなども検討していくべきだ」と話した。

【ワードBOX】災害時要配慮者

内閣府によると、災害の発生や危険が迫っていることの認知や安全な場所に避難すること、避難先で生活を続けることなど一連の避難行動に困難があり、支援が必要な人たちを指す。立ち上がりや歩行が自力ではできない高齢者や障害者、難病患者のほか、乳幼児や妊婦なども含まれる。

熊本地震、募金先を選ぶ...特定自治体には「ふるさと納税」

読売新聞 2016年04月28日
レジに置かれた募金箱（20日、東京都品川区の「ローソン」ゲートシティ大崎店で）

熊本地震の被災地を、募金で支援しようという動きが広がっている。

寄付をする際には、せっかくの善意がどのような形で被災者に届くかを知ったうえで、寄付先を選びたい。募金を装った詐欺にも注意が必要だ。特定の被災自治体を支援したければ、ふるさと納税制度を利用する方法もある。



◆義援金

被災地を支援する募金には、被災者に直接送られる義援金と、被災者を支援する団体を支えるものがある。

義援金を募集する主な団体が、「赤い羽根」で知られる中央共同募金会と日本赤十字社だ。集まった義援金は、熊本県と県共同募金会、日本赤十字社県支部が中心となって組織する予定の「義援金配分委員会」が配分法を決め、被害状況に応じて自治体に配分された後、被災者の生活再建などに充てられる見込みだ。

コンビニエンスストアなども義援金を募っている。ローソンでは日本赤十字社を通じて被災地に、ファミリーマートは熊本県に送ることが決まっているという。

◆NPOの活動支援

被災者を支援するNPOなどの団体が、活動のための支援金を募っている場合もある。こうした団体の情報を集めたインターネットサイトでは、一定の掲載基準を基に選ばれた団体が寄付を集めている。

サイト「Yahoo! ネット募金」では、支援活動団体の特集するページを作り、約10の団体を紹介している。その一つ、公益社団法人「セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン」

ましき

は、益城町の小学校などで、子どもが安心して遊べる場を提供しており、寄付金はそうした活動に使われる。NPO法人「難民を助ける会」は、支援物資の調達や配布、炊き出しを実施しており、さらに、障害者の支援なども検討している。

サイト「ジャパングビング」でも、こうした団体を紹介している。

◆南阿蘇村に7600万円

特定の自治体に寄付できる「ふるさと納税」制度を使って、被災地を支援する方法もある。この制度を使えば、寄付額などに応じて所得税などの控除が受けられる。

通常は各自治体に直接、申し込むが、ネット上で簡単に行う方法もある。専用サイト「さとふる」では、南阿蘇村と菊池市にふるさと納税ができる。寄付金額を打ち込み、クレジットカードなどで支払う。特産物などのお礼品はない。このサイトを通じて、南阿蘇村に

は、20日午後5時現在ですでに約7600万円が寄せられている。サイトの広報担当者は「他の自治体にも広げたい」と話す。

◆団体など確認を

寄付活動に詳しい日本フィランソロピー協会理事長の高橋陽子さんは、NPOなどに寄付する場合、活動内容で寄付先を選ぶことを勧める。子どもや高齢者、障害者支援など、力を入れている分野が自分の関心に沿うかどうかだ。直接、電話で活動内容を聞くのもいい。ただ、中には寄付を装った詐欺もある。「被害に遭わないよう、団体の定款や役員構成、活動の実施状況などを確認してほしい。心配なら所在地の社会福祉協議会などに問い合わせてください」と話す。(西内高志)

寄付を呼びかけている主な団体や寄付先を紹介するサイト

- ・中央共同募金会 03・3581・3846
- ・読売光と愛の事業団 03・3217・3473
- ・Yahoo!ネット募金 <http://donation.yahoo.co.jp/>
- ・ジャパングビング <http://japangiving.jp/>
- ・さとふる <http://www.satofull.jp/>

論説：ネットのデマ拡散防止 URL付きでシェアを



あるいはスクリーンショットを撮り、そのテキストや画像をペースト（貼り付け）して新規投稿するのはやめよう。

ネットの情報は現在進行形だ。誤報だと分かったり新たな情報が入ったりすれば「訂正」あるいは「削除」など更新される。だが、この「コピペ（コピー&ペースト）」で新規に投稿されると情報元から切り離され、更新は反映されない。こうなると厄介で、誤った情報は「古いまま」独り歩きし、無限に増殖するだけとなる。

正しい方法は、情報元のURLを付けてシェアすることだ。そうすれば、拡散された投稿もリンク先で中身が上書きされて最新の情報に更新されたり、間違っていれば削除されたりする。何よりスクリーンショットでは情報の一部しか見えないが、URLがあればリンク先で中身を確認できる。情報発信者が愉快犯や確信犯だった場合は出どころの特定にもつながる。

佐賀新聞 2016年04月28日
SNSで震度7の地震が佐賀でも起こるといふデマが飛び交った(画像の一部を加工しています)

熊本地震発生後、日時を明記して「佐賀でも震度7の地震が起こる」などのデマがインターネットで出回った。「安易な拡散は避けて」などの指摘はもつともだが、拡散している人は情報を広げて多くの人を助けたい一心から「良かれ」と思ってやっているケースが目立つ。人の口に戸は立てられないし、影響の大きさも分からないまま拡散させる媒介者は必ず一定数はいる。せめて、やってはいけない拡散の仕方などを社会で共有し、ネットの使い方に関する教育も充実すべきだ。

ネットにある情報をコピー、あ

もう一つ大事なのが教育だ。生まれつき情報端末が身近にあり、ネットを使うのが当たり前のデジタルネイティブが第2世代に入っているにもかかわらず、情報の発信や取捨選択の仕方を教える場が決定的に乏しい。

情報過多の現在、受け取った情報はうのみにせず、最低限二つ、できれば複数のソースに当たり、真偽を確かめるのが当たり前になるよう徹底的に教え込むべきだ。玉石混交のネット情報ならなおさらで、県立学校にタブレット型パソコンを導入し、ICT教育を進める先進県・佐賀でこそ、リテラシー教育も同時に強力に進めてほしい。

今回の有事でネットやSNSの動きをウオッチしていたが、デマを拡散している人たちはやはり、コピー型が目立った。友だちから回ってきたからと何の疑いもなく反射的にシェアしている傾向も見て取れた。多くの人は注意を喚起しなければと正義感に駆られて拡散していた。

そんな「善意により悪意が広がる」という現象を見るにつけ、情報判断力を養う教育の実施と、URLを付けたシェアのやり方を浸透させることが重要だとあらためて思っている。(森本貴彦)

社説：震災と子ども 居場所づくり心のケアを 西日本新聞 2016年04月28日

熊本地震で被災した多くの学校で休校が続く。熊本、大分両県から県外に移った児童・生徒は450人を超す。今なお頻発する揺れや長期化する避難生活が、子どもたちに及ぼす影響が心配だ。

東日本大震災の約1年後に文部科学省が実施した被災地調査がある。それによると「イライラするようになった」「災害を思い出し、突然おびえる」など心的外傷後ストレス障害(PTSD)が疑われる子ども(幼稚園児から高校生まで)は福島県で約23%に上った。4人に1人に近い割合だ。

多くの専門家が指摘するのは、早期のケアの重要性である。表情や行動の変化に、大人が早めに気づくことがまず大切だ。

主なストレス反応には、寝付きが悪くなる▽暗がり避ける▽イライラして怒りやすくなる▽甘える▽無口になり表情が硬いーなどがある。

地震発生当時を再現するような遊び「地震ごっこ」も、東日本大震災の後ではよく確認された。

いずれも災害後の一般的反応で、しかるのは逆効果という。大人が見守り、声を掛けて安心感を与えたい。過剰に心配する必要はないが、気になる場合は保健師や医師に相談することが肝要だ。

子どもがくつろいで友達と遊べる「居場所」が必要である。だが、損壊が激しい学校や、避難所となっている学校も多い。休校も長引くことが予想される。

子どもの支援に取り組む公益社団法人「セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン」(東京)は、熊本県益城町の小学校などに、スタッフと一緒に楽しく遊べる「こどもひろば」を開設した。

絵本の読み聞かせなどのボランティア活動も、子どものストレス解消に効果的だろう。

スクールカウンセラーの配置を拡充して心のケアに努めることや、特に来春の受験を控える生徒への学習支援も検討したい。

子どもには、苦難を乗り越える柔軟な心の力がある。周囲にいる大人はその力を信じ、親身に寄り添いながら子どもを支えたい。

